

経営発展支援事業

就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組みを支援します。

対象者

対象者：

◆交付対象者（すべてを満たす者）

- 独立・自営就時の年齢が49歳以下であり、今後を担う農業者として強い意欲を有していること。
- 令和4年度中（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に新たに農業経営を開始※1する者。
 - 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
（見込 令和 年 月頃）
 - 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
（見込 令和 年 月頃）
 - 生産物や生産に必要な資材を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
（見込 令和 年 月頃）
- 青年等就農計画※1の認定を受けていること。
（認定新規就農者であること。）
- 親元就農※2の場合は、継承する経営を発展させる計画を立てること。
（所得、売上等を10%増又は生産コストを10%減）
- 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。
- 市税等の滞納がないこと。

※1 「農業経営開始日」の考え方

本人の名義で以下のすべてを行っていて、その中で最も早い日。

なお、親の専従者給与を受けていた者は、受給開始日より営農していたものとみなします。

- ・農地の取得（貸借）した日。
- ・農業機械、施設等の取得（貸借）した日。
- ・農作物や資材等の出荷、取引した日。

※2 「青年等就農計画」について

就農5年目には農業で生計が成り立ち、実現可能なものを作成する。

5年目の目標農業所得を250万円程度にすること。

※3 「親元就農」の考え方

- ・親（三親等以内の親族）から農地を取得（貸借）する場合。
（親の離農、死亡による取得も含む）
- ・親（三親等以内の親族）から農業機械・施設等を取得（貸借）する場合。
- ・親（三親等以内の親族）と同じ作物を導入する場合。

補助内容

◆補助対象 次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営に使用するもの

①機械・施設等の取得、改良又はリース

②家畜の導入

③果樹・茶の新植・改植

④農地等の造成、改良又は復旧

※ 1つの内容ごとに50万円以上であること。

※ 他の国の事業の対象ではないこと。

※ 複数の業者から見積書を徴取すること。

※ 耐用年数は5年以上20年以下であること。なお、中古の場合はそれに加え、中古資産耐用年数が2年以上であること。

※ 汎用性の高いものは対象外とする。

例) 軽トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト 等

◆補助率 補助対象事業費上限1,000万円の※1
うち3/4を超えない範囲で補助

※1 「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円。

採択方法

本事業活用する者の取組をポイント化し、全国で順位化し採択します。
ポイントについては令和4年4月12日時点ではすべての項目について明らかになっておりませんのでわかり次第順次お知らせします。